
日本の外交戦略と日米同盟

田中 明彦

Tanaka Akihiko

はじめに

同盟の主要機能は、同盟加盟国の安全保障である。その意味で、日米同盟はその主要機能を果たしてきたと言ってよい⁽¹⁾。1951年9月に締結された日米安全保障条約以来、日本が外部から攻撃されることはなかったからである。もちろん、日本への攻撃がなかったことの最大の原因が日米同盟であったと証明することは困難である。冷戦時代についてみれば、冷戦の全体構造が、日本への攻撃を防いできたのであって、日米安全保障条約（旧・新）に基づく同盟は、その一部の機能しか果たしていないと言うことは可能である。また、冷戦後の時代においても、日本周辺諸国の軍事能力や政策意図、さらには経済的相互依存関係の進展などのほうが、日本への攻撃を発生させない要因としては大きいと議論することも可能である。しかし、それにもかかわらず、日米同盟が日本と日本周辺における米国の安全保障に大きな機能を果たしてきたと主張することは、それほどおかしなことではない⁽²⁾。

しかし、日米同盟は、広い意味の日本外交のなかでどのような機能を果たしてきたのであろうか。外交が作り上げるものは単に物理的安全のみにとどまらない。日米同盟には国際的制度との関連やシンボリックな意味もないわけではなかった。さらに日米同盟には日本や米国を超える意味もあったように思われる。菅直人首相が、「日米同盟は、日本の防衛のみならず、アジア太平洋の安定と繁栄を支える国際的な共有財産だと考えます」と2010年6月11日の所信表明演説で語っているが、このあたりに日米同盟の現在の日本の外交戦略に占める位置が示唆されている⁽³⁾。

以下本稿では、日本の外交戦略との関連のなかで日米同盟がどのような役割を担い、どのような機能を果たしてきたのかを考察してみたい。

1 吉田ドクトリンと日米同盟

「吉田ドクトリン」なる公式のドクトリンを日本が表明したことはない。しかし、第2次世界大戦後の日本外交に、もし暗黙の了解事項があったとすれば、それは吉田茂の考え方をベースにしたものだったというのが多くの観察者の示唆するところである。高坂正堯のまとめるところによれば、吉田ドクトリンとは「(i)アメリカとの同盟関係を基本とし、それによって安全を保障する。(ii)したがって、自国の防衛力は低く抑える。(iii)そうして得られた余力を経済活動にあて、通商国家として活路を求める」⁽⁴⁾という方針であった。これ

が、1950年代からの日本の外交戦略の骨子を形成したとすると、まさに、日米同盟が、日本の外交戦略の「基本」であることは当然であった。

しかし、1951年の日米安全保障条約によって発足し、1960年の日米相互協力・安全保障条約によって、より明確化された日米同盟の法的基盤は、同盟関係を支えるものとしては、きわめて特異なものであった。具体的に言えば、新安保条約の核心と言われる、第5条と第6条の規定である⁽⁵⁾。第5条は、「各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するように行動する」という規定であり、第6条は、「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される」という規定である。簡単に言えば、第5条は、日本防衛に米国がコミットすることを示す規定であり、第6条は、米国が日本に基地をもつことができることを認める規定である。通常のコア同盟が、お互いへの攻撃に対して、双方が相手を守ることを約束するのに対し、第5条によれば、米国は日本を守る義務があるのに対して、日本は米国を守る義務はない、「片務的」と読める。他方、第6条は、米国のみが日本における基地使用を認める条項であって、これもまた「片務的」である。もちろん、この2つの片務性の交換によって成り立っているから、相互的な協力であると論じることは可能である⁽⁶⁾。しかし、その相互性がきわめて「非対称」であることは、この条約の特異性をいささかも変えるものではない⁽⁷⁾。

この非対称性は、1960年になって、はじめて生まれたものではなく、その実質は、1951年の旧安保条約の成立時に遡る。旧安保第1条には、曖昧なところがあり、日本は米国に基地をおく権利を与える一方、日本防衛に関しては、米国が自らの軍隊を「外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与するために使用することができる」とのみ規定し、果たして米国に日本防衛義務があるのかないのかはっきりしないとみなされることがあった。しかし、日本が米軍に基地使用を認めることで、米軍に日本防衛を依存するという構造が成立していることは明白であった。

そして、この米軍に依存するということが、つまり非対称な形の同盟により安全を保障しようとする発想は、占領下での安全保障政策検討のなかから日本国内で誕生したものであった。つまり、第2次世界大戦の敗北によって武装解除された日本にとって、独立後の安全保障をどのように確保するかは大きな課題であった。国内では、非武装中立を唱える考え方もあったが、当初、外務省などで検討されていたのは、国際連合のもとで安全保障を確保するという考え方であった。しかし、冷戦が激化するなか、米ソの協調のもとでの国際連合という考え方が非現実的とみなされるにつれ、最終的に残っていったのが、米軍基地を日本に残すことによる安全保障という考え方であった⁽⁸⁾。1950年、来るべき講和に向けた日本の立場を米国に伝えるべく訪米した池田勇人が、ジョセフ・ドッジに対して、米軍駐留を日本から提起してもよいとの吉田茂のメッセージを知らせたことは、戦後外交史でよく知られた逸話である⁽⁹⁾。

この米軍依存によって日本の安全保障を確保しようとする方針は、憲法第9条の規定によって生まれた面がないわけではない。憲法第9条で自主防衛ができず、国連も頼りにならない、非武装中立は非現実的だと考えるとすれば、米国に依存するしかないではないかという論理である。しかし、吉田茂には、別の論理もあった。つまり、憲法第9条があろうとなかろうと、経済相互依存が深まるなかでの日本の活路は、経済発展の道であって、軍事に資源を投入するのは望ましくない。もし米軍が日本に駐留し続けてくれるのであれば、これに依存するのは、国際社会との協力という観点で少しもおかしくないとの論理であった。今後の世界が米国中心の世界であれば、米国の作り上げる制度や文化圏のなかに日本が存在するというシンボリックな意味もここに込めることができるのであった。

もっとも日本による一方的な米軍基地依存という「非対称性」には、常に緊張が付きまとった。1950年の池田訪米の直後に朝鮮戦争が勃発し、在日米軍が冷戦の最前線に立つことになるに及び、米国は、朝鮮に展開する米軍を補完する意味で、日本に再軍備を求めるようになる。大規模な再軍備を不可とする吉田は、ジョン・F・ダレスとの交渉の過程で頑強に抵抗しつつも、最終的には日本再軍備を約束せざるをえなかった⁽¹⁰⁾。しかし、実際の日本の再軍備は、限定的で漸進的なものにとどまった。1954年に自衛隊が成立し、防衛力の整備が進むことになったが、当初、米国が期待していた水準には届かないものであった⁽¹¹⁾。

いずれにしても、再軍備の過程で発足した自衛隊は、日本防衛のみのための組織とみなされた⁽¹²⁾。1950年代後半には、憲法第9条の制約によって日本は集団的自衛権は行使できないとの内閣法制局解釈が定着していき、同盟の非対称性は、政府の憲法解釈によって裏打ちされることになる。このような解釈が確定していたことが、1960年の新安保第5条の規定を生み出した背景にある。

さらに言えば、1950年代の日米同盟を支える日本の指導者や日本国内の世論はそれほど強固なものとは言えなかった。国内冷戦とも言うように、国内におけるイデオロギー対立は激しく、一方では、非武装中立ないし親ソ連の勢力が米国との連携を批判する一方、自主独立を唱える勢力は、旧安保条約の曖昧さや、不平等性に批判的であった。そして1960年には、青年層を中心として大規模な「反安保闘争」が展開されることになった。この「反安保闘争」が、その本質において岸（信介）内閣への不信に基づくナショナリズムの運動であったとは、多くの関係者が現在回想するところではあるが、実質的には反政府の運動であったものが、反安保と反米の形をとって行なわれたことは、当時のイデオロギー状況を如実に示していた。それだけ、国民レベルで言って、米国を信頼して日本の安全保障を考えるとという思考形態は希薄だったのである。

また、日本国民の原爆投下に対する被害者感情は強く、1954年の第5福竜丸事件によっても強められていた。その結果、日米同盟に基づき、米海軍が日本にある基地を使用するときに発生するかもしれない核兵器の日本「持ち込み」に関して、国内では事実を正視する議論は困難だった。米艦艇が核兵器を積んで日本の米海軍基地に入港することは事前協議の対象となるという建前が公然と語られることになった⁽¹³⁾。しかし、これは米軍の必要性からは受け入れがたい議論であって、結局、その後何十年にも及ぶ「密約」が発生するこ

とになった⁽¹⁴⁾。

とはいえ、吉田ドクトリンが生み出した在日米軍基地の存在によって日本の安全を確保し、自らの防衛力は低く抑え、経済発展に邁進するとの「外交戦略」は、順調に進むことになった。朝鮮戦争以後の東アジアにおいて、米軍の軍事力は圧倒的であり、日本社会の不満や懐疑心にもかかわらず、日米同盟はその安全保障上の機能は果たしていたのであった。そして、吉田ドクトリンの第3項、通商国家としての経済発展の果実が明らかになっていった1960年代、吉田ドクトリンは定着することになる。1960年の安保改訂が、条文にみられる曖昧さを解消し、日米同盟の相互性を明確に示したことは確かであるが、その「非対称性」という本質においては、何ら変更はなかった。それにもかかわらず、以後、安保条約に対する根本的批判は、大きくならなかった。

2 冷戦構造と米国覇権の変質

しかし、吉田ドクトリンをそのままの形で追求することは、不可能であった。1960年代後半、日本が西側で第2の経済大国となり、経済発展のみを追求することを目標とする外交戦略は、世界各国からは無責任とみられるようになり、国際秩序に「ただ乗り」しているとの批判を生み出すようになったからである。特に、日本外交にとって重い課題となったのが、日米経済摩擦の処理であった。ここにおいて、日米同盟は、当初想定されていなかった機能を果たすことになった。日米経済摩擦の緩衝材としての機能であった⁽¹⁵⁾。

日米同盟の存在は、日本側においては、経済交渉における妥協を促す要因となった。日本の通商関係者のなかでは、1980年代における日本製品のアメリカ輸出増加は、日本製品の競争力がアメリカ製品に勝っているのであるから当然であって、「不公正貿易」でもなんでもないと考えられていた。米国の輸出規制の要求こそが不正であって、受け入れるべきでないとの考えも強かった。実際には、自動車輸出を含め、多くの「自主規制」による決着が図られた。通商産業審議官であった天谷直弘が、自動車自主規制に合意せざるをえなかった背景として、日本が「町人国家」であったことを論じていたが、ここには、日米同盟における日本の米国依存があった⁽¹⁶⁾。

米国の側からみても、日米同盟の存在は、日米経済摩擦を緩和する方向に働いた。1980年後半の日米経済摩擦は、きわめて激烈であって、米国の日本批判は厳しかった。しかし、日米同盟を重視したロナルド・レーガン大統領やジョージ・シュルツ国務長官の存在は、日米経済摩擦をある限度内に押さえたということも言えるだろう。また、1989年に日本を通商交渉の優先相手国とした「スーパー301条」の対日適用も、当時の連邦議会における議論の高まりと比べると、行政府が対日配慮した結果とみなせないこともなかった。

このように経済摩擦のなかで、外交関係の円滑化のために日米同盟の存在が機能してきたことは確かであるが、そもそも経済摩擦がこれだけ激化するという状況においては、日本の外交戦略そのものが問われなければならなかった。米国の経済を脅かすほどの存在になった日本が、日本防衛のためだけの日米同盟という観念に閉じこもっていること自体が、経済摩擦を激化させた面もある。日本は安全保障で「ただ乗り」をしつつ、経済利益を上

げているという考え方が米国で有力になったからであった。日米経済摩擦における米国側の対日批判にひとつの根拠を与えたのが日米同盟の非対称性だった。

このような1970年代の国際環境の変化のもと、日米同盟を含む外交戦略を見直していかなければならないとの認識を端的に示したのは、大平正芳総理の諮問委員会であった「総合安全保障研究グループ」であった。同グループ報告書は、「1970年代の国際情勢の変化のなかで最も基本的な事実、なんとと言っても、アメリカの明白な優越が、軍事面においても、経済面においても、終了したことである。アメリカは、1960年代の終わり頃まで『世界の警察官』であり、同時に、世界の大半を覆うIMF・GATT〔国際通貨基金・関税貿易一般協定〕体制の支柱として『世界の銀行家』でもあったが、今やそのいずれでもなくなった」との認識を示したうえで、「1980年代の前半は、同盟国がその役割を増大させることで、アメリカを中心とする同盟体制が再編制される重要な時期であり、それ故、日米関係は、日本の総合安全保障政策上、最優先の重要性を与えられるべきものである。その際、日米経済摩擦を避けるといった具体的な課題はもちろん重要であるが、それ以上に、今や強力となった日本がそれにふさわしい責任を果たすことが基本的な課題である。良好な日米関係とよりよい国際秩序を作るための努力は、密接に関連している」⁽¹⁷⁾と述べ、経済成長至上主義からの決別を説いた。この報告の戦略は通常「総合安全保障戦略」と言われ、外交戦略という位置づけをされない場合がある。しかし、安全保障を確保するアプローチとして、自助努力、同盟国との協力、国際社会との協力という3つのレベルを組み合わせる行なうことが日本にとって必要であるとはじめて明示的に説いたものであった⁽¹⁸⁾。この枠組みからみたとし、旧来の吉田ドクトリンは、自助努力を軽視し、国際社会との協力も軽視したものであった。総合安全保障戦略からすれば、3つのレベルすべてを向上させなければならないのであった。

しかし、このような観点から、安全保障協力の仕組みとしての日米同盟を見直してみたとき、本来吉田ドクトリンで基本となるべき同盟国との関係もきわめて薄いということがあらためて認識されるようになった。吉田ドクトリンにおける同盟国との関係は、法的にも実質的にも依存関係であった。1970年代前半までには、自衛隊発足以来、4次にわたる防衛力整備計画が実施されてきたが、この間、自衛隊と米軍との間で、実質的な協力は進んでいなかった⁽¹⁹⁾。1975年、野党の質問をきっかけに、日米の実質的關係の希薄さに気づいた坂田道太防衛庁長官のイニシアティブで、日米の協議体制作りが進められることになり、その協議の成果は、1978年11月に「日米防衛協力の指針」(ガイドライン)としてまとめられた。このガイドラインでは、「侵略を未然に防止するための態勢」、「日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等」、「日本以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合の日米間の協力」の3分野の協力が謳われた。

まさにその頃、ソ連が第三世界への進出を強化する一方、欧州での中距離核の配備、さらには、極東での海空軍力の強化の動きが急進展していた。そして1979年暮れ、ソ連がアフガニスタンに侵攻する。こうして、新冷戦の様相が深まるなか、日米の協議が進み、自衛隊が1000カイリのシーレーン防衛を宣言し、日米共同訓練の回数も大幅に増加すること

になったのであった⁽²⁰⁾。

経済大国となった日本にとって、これまでの吉田ドクトリンを超える積極的な外交と安全保障政策が必要となった。日米同盟の強化は、この新しい外交戦略の不可欠の一部であった。かつての防衛力整備とは異なり、日米の密接な連携のもとでの日本の防衛力整備が展開されたことがこの時期の特徴であった。しかも、ソ連の太平洋への出口を扼する日本の地政学的位置のため、日本防衛のための日米協力は、ただちに米国のグローバルな冷戦戦略とも合致した。しかも、経済摩擦が激化し日本異質論が増大するなかで、日米同盟は、日本と米国の価値、利益、安全保障における一体性のシンボルとしての役割も担うことになった。

3 冷戦の終結

しかし、1989年以降の冷戦の終結は、日米同盟のみならず日本の外交と安全保障政策に大きな課題を投げかけることになった。新冷戦という状況のもとで、日米同盟は着実に強化された。しかし、そこで整備が進んだのは、ソ連を相手とする防衛協力だけであって、その他の脅威への備えはまったくできていなかった。1978年のガイドラインに規定されているが、「日本以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合の日米間の協力」は、まったく検討が進んでいなかった。さらにまた、冷戦後の世界において、日米安全保障条約に規定される領域を超えて、日米両国の安全保障に影響を与える現象があることが明らかになっていった。このような遠隔地におけるグローバルな協力についても、日米の協力体制は整備されていなかった。日米両国とも、世界的視野での同盟機能の再確認はなかなかできなかったのである。

「日本以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合の日米間の協力」に関する不備が白日のもとにさらされたのが、1993年から94年にかけての北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）をめぐる核危機であった。1994年春、北朝鮮が国際原子力機関（IAEA）の査察官を退去させ、原子炉から燃料棒を引き抜きプルトニウムの再処理を行なう姿勢を示すと、米国は、本格的な武力解決の準備を始めた。しかし、その過程で、日本における基地の使用についての細部の取り決めや、日本から得られる協力などを検討したところ、日米の間で、有効な協力の法的および行政的な枠組みがほとんど整っていないことがわかったのであった⁽²¹⁾。

1996年4月の日米安保共同宣言ならびに1997年に改訂された日米防衛協力のガイドラインは、まさにこの不備の認識のもとに行なわれた作業に基づいていた。日本国内では、日本が攻撃されない場合でも、日米同盟を機能させるための法制度を作るべきことが認識され、紆余曲折はあったが、周辺事態法ということで、これに対処することになった。

日米協力の可能な領域として大きく浮かび上がってきたのが、遠隔地における協力であった。1990年夏に発生した湾岸危機こそ、この問題の嚆矢であり教訓とすべき「失敗」であった⁽²²⁾。湾岸危機への対応は、国連を中心とした国際社会全体のものであったが、その中心は日本の同盟国である米国であった。しかし、日本防衛と直接関係のない問題につい

同盟国米国が行なう行動に対して日本が何事かをなしうる準備は日本にはなかった。また、「国連中心主義」を掲げてきた日本であったが、当時の日本の法体系と憲法解釈によれば、遠隔地で国際社会が行なう平和活動には、ほとんど何事もなしえないように思われた。結局、日本の対応は後手に回り、実質的には資金面のみの協力しかなしえなかった。しかも資金面での協力が、130億ドルという巨額なものになったにもかかわらず、国際社会の評価はきわめて低かった。

これ以後、日本では国連平和維持活動（PKO）協力法が成立し、さまざまな制約があるもののPKOに参加できることになった。しかし、このような遠隔地での日米協力を飛躍的に向上させたのは、2001年9月11日のテロリストによる対米攻撃を受けてのさまざまな措置だった。小泉（純一郎）内閣は、テロ攻撃後2ヵ月もたたないうちに「テロ対策特別措置法」を成立させ、インド洋に海上自衛隊の補給艦を派遣した。さらに、2003年3月、米国がイラク攻撃を開始すると、小泉政権はこれを支持し、サダム・フセイン体制崩壊後のイラク情勢に対処するため、2003年8月「イラク特別措置法」を成立させ、同年末には航空自衛隊の先遣部隊をイラクに派遣し、2004年1月には陸上自衛隊をイラクに派遣した。2004年末のスマトラ沖地震のときには、インド洋での活動を行っていた日米の両艦隊が協力して救援活動にあたった。

したがって、21世紀に入った時点で考えると、日本外交に占める日米同盟の役割は格段に拡大していると言ってよい。周辺事態に関する法律も成立し、遠隔地での協力の実績も上がっている。現在の日米同盟は、総合安全保障戦略が指し示した方向に進んできたと言ってよい。さらに、総合安全保障戦略の言う3つのレベルのうち、自助努力にしても、自衛隊の装備のみならず、法的整備においても2003年に非常事態関連法制が整備されたことは大きい。2005年2月の日米安全保障協議委員会（2プラス2）共同発表が、地域および世界における「共通の戦略目標」を列挙し、同年10月の同委員会共同発表が、日米双方の「役割・任務・能力」についての検討を踏まえ、日本における「兵力の再編」について合意したところに、格段に深化した日米同盟の姿が現われている。

しかし、それにもかかわらず、日米同盟には依然として残る脆弱性がある。脆弱性を克服し、21世紀の外交戦略のため、日米同盟をどのように変革していく必要があるのだろうか。

4 今後の日本外交と日米同盟

本稿では、日米同盟を位置づける外交戦略として、「吉田ドクトリン」と「総合安全保障戦略」という2つの考え方を提示し分析してきた。あえて単純化すれば、吉田ドクトリンが、米国の圧倒的覇権のもとでの経済小国日本の戦略だったとすれば、「総合安全保障戦略」は、米国覇権が揺らぐなかでの経済大国日本の外交戦略だった。21世紀の世界は、この2つの戦略が成立したいずれの時代とも異なる世界である。今や、日米同盟を適切に位置づける新たな外交戦略が求められているのではないか。

世界システムの趨勢から言うと、いよいよ本格的な経済の多中心化が進むであろうことは間違いない。中国やインドの経済成長が続くなか、日本の相対的な経済規模は縮小する。

米国の軍事力に挑戦できる国家が登場することが当面ないにしても、経済その他の分野での米国の相対的影響力は、低下する。世界的にはテロリストの脅威が継続し、東アジアにおいては、北朝鮮の核兵器と弾道ミサイルの脅威が存在し、中国の台頭を受けて地域の安定化の課題が生まれている⁽²³⁾。

東アジアにおける短期・中期問題としての北朝鮮情勢の存在は、今後も日米同盟の存在意義を高めこそすれ、低めることはない。また、東アジアにおける長期の課題としての中国の台頭もまた、日米同盟の重要性を指し示している。しかし、日本経済の相対的規模の縮小は、これまでのような経済力にもものを言わせる外交を制約していくであろう。限られた資源を有効に使う、新しい「総合安全保障戦略」に基づく外交が求められているのである。

限られた資源を有効に使う外交を行なうには何をなすべきか。

第1は、依然として残る日米同盟の脆弱性を克服することである。具体的には日本が自らに課してきた、現在となっては不適切な制約条件を解除すべきことである。端的に言って、集団的自衛権の不行使、国連平和活動における武器使用の制限、武器の全面的輸出禁止の措置などである。これらに関する日本政府の憲法解釈や方針は、国際的にみても特異であり、すくなくとも筆者の見解では不合理なものである。日米同盟を特徴づける法的な「非対称性」は、何事も起きなければ、特に問題をもたらしわけではない。しかし、ある種の現実と直面したとき、これまでに続いてきた制約条件をそのまま維持することは、同盟を破綻させかねない。

最も具体的な例を挙げれば、弾道ミサイル防衛という事例がある。日本が進めている弾道ミサイル防衛システムは、事実上日米一体の運用を前提としたものである。それにもかかわらず、集団的自衛権の行使になりかねないので米国に向かうミサイルには対処しないというのは、日米安全保障条約の文言上はともかく、実質的に同盟を崩壊させかねない。現在の段階の弾道ミサイル防衛システムでは、技術的に米国に向かうミサイルには対処できないとされるために、この問題は、実質的問題を引き起こしていないが、技術は進歩し、いずれは直面しなければならない問題になっている。

あるいはまた、弾道ミサイル防衛のため公海上で活動している米国艦船が攻撃されたとき、近傍にいる日本の護衛艦や自衛隊機がこれを援助できないというのも、日米同盟を機能不全に陥らせ、日本防衛に大きな危険を生み出す。

さらに、国連などの平和活動に参加する自衛隊の武器使用を著しく制限している内閣法制局の憲法解釈も、国際法の通常の見方からみて特異なものである。この集団的自衛権および国際的平和活動への制約を与える内閣法制局解釈については、すでに累次の政府への諮問グループからの憲法解釈の変更の提言がなされており、いつまでもこの問題を放置するのは賢明ではない⁽²⁴⁾。日本も「普通の同盟国」になる必要がある。

今後の日本の外交戦略をより有効なものとするためには、地域戦略を明示的に組み込むことが必要だろう。今後、中国やインドの経済成長が続き、アジアの存在感は世界的にみてきわめて巨大なものとなる。このアジアを平和で安定化させるという目標を日本外交はより前面に打ち出していかなくてはならないと思う。

これまで、アジアのなかでの日米同盟の意義づけについては、おそらく2つの似たような論理があった。第1は、いわゆる「瓶のふた」論であり、もうひとつは、「安全保障のジレンマ」回避という論理である。露骨な「瓶のふた」論で言えば、第2次世界大戦以前の侵略を引き起こした日本をアジアに友好的に復帰させるためには、日本が米国との同盟のもと、強く拘束されていることが必要である。アジア諸国が安心して日本と関係を発展させるためには、軍国主義の悪魔は瓶のなかに閉じ込められていなければならない。その瓶こそが、日米同盟なのである。このような論理である。

「安全保障のジレンマ」論は、必ずしも、日米同盟の拘束をはなれた日本が軍国主義になるとは想定しない。しかし、アジア各国のなかに、日本が本格的な再軍備に乗り出すとの観測が生じる確率が高いとみる。そして、そのような観測をもとに周辺諸国が軍備拡張をすれば、日米同盟のもとにない日本は、自らの安全保障のもとに軍備拡張を行なう。これを見て、周辺諸国は、ますます軍備拡張を行ない、その連鎖反応の結果、東アジア全体が不安定化するということになる。このような「安全保障のジレンマ」の発生を防ぐには日米同盟を維持しておくことが有益だというのが、「安全保障のジレンマ」論であった。

いずれにしても、日本がアジア諸国との関係を友好に保つための装置として日米同盟があるという理屈であった。しかし、ここで示した2つの論理は、アジア諸国のなかで日本が一人経済大国であるという前提に基づく理屈であったようにみえる。経済大国の日本が、ひとたび軍事大国になったら何が起きるか、という恐怖に訴える論理であった。今や、中国が日本や、そして長期的には米国をも凌駕する経済大国になろうとする21世紀、日米同盟は、アジアにおいてどういう意味をもつのであろうか。

中国が強大化するアジアにおける日米同盟とは、中国に自制をうながす装置ということになるのであろう。現在の中国が日本や米国の安全保障上の脅威になるかどうかはわからない。しかし、米軍が日本に基地を保持し、数多くの国際問題で、日米の見解には共通性がみられるということは、中国内部に単独主義的行動を行なうとする意図をもった指導者が現われたとしても、そう簡単にはその意図を実現できないという予測可能性を生み出す。この予測可能性によって、中国国内には、日米と協調したほうが得であるという勢力を生み出すことに寄与する。日米同盟を確固とすることで、中国を国際協調的勢力に誘導しやすくなる。これが今後の日米同盟の最大の機能なのだと思う。

しかし、中国を国際社会の責任あるプレーヤーとするための方策として、日米同盟のみがあるわけではない。「総合安全保障戦略」の考えを応用して言えば、日本自身の努力ならびに国際社会や地域社会と共同で行なうアプローチもまた併用していかななければならない。日中の密接な人的交流や経済相互依存を深め、社会の深いところでの中国社会の自由化・多元化を促進し、国際協調主義の考え方が中国で広まるよう努力するとともに、日中韓の協力、東南アジア諸国連合（ASEAN）プラス3（日中韓）協力、東アジア首脳会議による協力など、地域におけるさまざまな接触によって、中国人を含むコミュニティーがさまざまなレベルで形成されるよう努力することが必要である。このようなさまざまなレベルの基盤として存在するのが、確固とした日米同盟ということになる。

- (1) 日米同盟を含む日本の安全保障の展開については、田中明彦『安全保障——戦後50年の模索』（読売新聞社、1997年）参照。同盟の機能という面から日米同盟について歴史的に考察したものとしては、田中明彦「安全保障と同盟——日米関係を中心に」（添谷芳秀編『二一世紀国際政治の展望』、慶應義塾大学出版会、1999年）、87-111ページ。日米同盟を題材に、同盟に関する理論的考察を行なったものとしては、土山實男『安全保障の国際政治学——焦りと傲り』（有斐閣、2004年）、特に第9章と第10章参照。
- (2) 旧安保当時の条約局長であった西村熊雄は、安保条約の評価基準として、「発動されないで国の安全を維持するのを上の上とし、条約の予見する事態が発生し条約の発動をみて安全が維持されるのは中、発動して国破れるは下、発動さるべき事態が発生しても発動されないで国破れるは下の下」と指摘しているが、この基準で言えば、これまでの日米同盟は「上の上」ということになる。西村熊雄『サンフランシスコ平和条約・日米安保条約』、中央公論新社、1999年、142ページ。
- (3) 「データベース『世界と日本』」（<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/>）。
- (4) 高坂正堯「日本外交の弁証」、『宰相吉田茂』（『高坂正堯著作集』第4巻）、都市出版、2000年、513ページ。もっとも、日米同盟を基本とするこの吉田ドクトリンは、よりジャーナリスティックに言えば、「対米追随」路線として批判され続けることになる。
- (5) 西村、前掲書、143ページ。1960年安保の成立に至る歴史分析としては、坂元一哉『日米同盟の絆——安保条約と相互性の模索』（有斐閣、2000年）をみよ。
- (6) この2つの片務性の交換という特徴は、1951年の旧安保以来のものであり、これについて西村は、「安保条約は、一言にいえば、日本は施設を提供し、米国は軍隊を提供して日本の防衛を全うしようとするものである。物と人との協力である。相互性は保持されている」と特徴づけている。西村、前掲書、47-48ページ。
- (7) もちろん、第2次世界大戦後の圧倒的覇権国と同盟関係にあったほとんどの国は、実態としては日本とさして違わない立場にあった。事実上は、米国が同盟国を守るとというのが米国の同盟の機能であった。しかし、他の多くの同盟においては、法的には、双方が双方を守るという規定になっており、形式的な対称性は担保されていた。日米同盟が特異であるのは、この法的な側面である。
- (8) このような考え方を日本側から最初にアメリカ側に伝えたのは、片山（哲）内閣の外相だった芦田均であった。田中、前掲書、38-40ページ。この考え方をリアリストの理論から説明すれば、バンドワゴンということになる。土山、前掲書、307-310ページ参照。
- (9) 宮澤喜一『東京—ワシントンの密談』、中央公論新社、1999年、55ページ。
- (10) 楠綾子『吉田茂と安全保障政策の形成——日米の構想とその相互作用 1943～1952年』、ミネルヴァ書房、2009年、田中、前掲書、60-64ページ、坂元、前掲書、43-47ページ。
- (11) 田中、前掲書、159-160ページ。
- (12) もっとも、1950年代半ばまでは、日本国内で憲法改正を支持する勢力もかなりあり、日米同盟をより対称にしようとする考え方が絶無であったわけではない。例えば、1956年に訪米した重光葵外相は、ダレス國務長官に対して、日本による海外派兵の可能性も提示したうえで、より対等な安保条約を締結したいとの提案を行なっている。この提案は、ダレスから時期尚早として拒否された。この重光訪米についての詳細は、坂元、前掲書、139-179ページ。
- (13) 田中、前掲書、189ページ。
- (14) 密約については、「いわゆる『密約』問題に関する有識者委員会報告書」2010年3月9日（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/mitsuyaku/pdfs/hokoku_yushiki.pdf）を参照せよ。
- (15) 日米安全保障条約には、安全保障上の機能以外の機能も規定されている。まず、同条約前文は、安全保障上の機能に触れる前段として、「日本国及びアメリカ合衆国は、両国の間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し、並びに民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護す

ることを希望し、また、両国の間の一層緊密な経済的協力を促進し、並びにそれぞれの国における経済的安定及び福祉の条件を助長することを希望」と述べ、具体的には、第1条で、国連憲章に従うことを宣言し、「締約国は、他の平和愛好国と協同して、国際の平和及び安全を維持する国際連合の任務が一層効果的に遂行されるように国際連合を強化することに努力する」と、国連強化という目標を共有することを宣言している。また、第2条で、「締約国は、その自由な諸制度を強化することにより、これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進することにより、並びに安定及び福祉の条件を助長することによつて、平和的かつ友好的な国際関係の一層の発展に貢献する。締約国は、その国際経済政策におけるくい違いを除くことに努め、また、両国の間の経済的協力を促進する」と述べている。

まとめると、日米安全保障条約のもとで、日米両国は、国連を強化し、自由な諸制度を促進することで国際関係を平和で友好的にさせ、相互の経済政策の紛争を防ぎ、経済協力を促進していると言っているのである。

- (16) 天谷直弘『日本町人国家論』、PHP研究所、1989年。天谷は、日本が、町人国家を超えた国家になるべきだと論じたのであったが、町人国家である以上は、必要な妥協をしなければならないと述べたのであった。
- (17) 「総合安全保障研究グループ報告書」1980年7月2日 (<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/>)。
- (18) この3つのレベルで安全保障を考えるという図式が、日本外交の実態のなかでどれほど普遍的であったかは、検証を要する問題である。ただ、いくつかの外交や防衛に関する諮問会議報告書(1994年の「防衛問題懇談会報告書」、『「21世紀日本の構想」懇談会報告書」、2004年の「安全保障と防衛力懇談会報告書」など)には、しばしば登場する図式であることは間違いない。
- (19) 1976年の『防衛白書』の前書きで、坂田道太防衛庁長官は「日米安保条約が我が国の安全にとってこれほど重要なものでありながら、有事の際の防衛協力についてはこれまで日米間で何ら話し合われたこともなく、またその作戦協力について協議すべき機関もなかった」と語っていた。『日本の防衛』、防衛庁、昭和51年6月、6ページ。
- (20) 日米防衛協力の実質的進展は、必ずしもスムーズに進んだわけではない。鈴木善幸首相は、訪米時に「同盟関係」という言葉を使ったが、その後、この「同盟関係」に「軍事的意味合い」はないなどと発言し、混乱を招いた。田中、前掲書、289-291ページ。
- (21) 田中均『外交の力』、日本経済新聞出版社、2009年、62-65ページ。
- (22) 当時の外務省北米一課長の岡本行夫によれば「政府の対応は日本外交の大失敗物語として内外から批判され、国際社会での日本のイメージも大きく失墜」した。五百旗頭真・伊藤元重・薬師寺克行編『岡本行夫——現場主義を貫いた外交官』、朝日新聞出版、2008年、159ページ。
- (23) 今後の世界システムの趨勢に関する最近の筆者の分析としては、田中明彦『ポスト・クライシスの世界——新多極時代を動かすパワー原理』(日本経済新聞出版社、2009年)を参照。
- (24) 集団的自衛権の行使ができないことの問題点は、1997年のガイドライン改訂およびこれに続く周辺事態法の作成過程でも明らかになっていた。田中均、前掲書、90-95ページ。政府関係懇談会報告で、集団的自衛権の憲法解釈について言及しているものは、「安全保障と防衛力に関する懇談会報告書」(2004年10月)、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会報告書」(2008年6月24日)、「安全保障と防衛力に関する懇談会報告書」(2009年8月)がある。筆者は、すべての懇談会のメンバーであり、筆者の考えも、これらの報告書のものと同じである。詳細な議論は「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会報告書」にある。